

一般社団法人原子力安全推進協会

定 款

(改正 6 版)

平成 17 年	2 月 17 日	作成
平成 17 年	2 月 17 日	認証
平成 17 年	6 月 23 日	改正
平成 21 年	6 月 18 日	改正
平成 23 年	6 月 16 日	改正
平成 24 年	11 月 15 日	改正
平成 29 年	6 月 14 日	改正
平成 30 年	6 月 14 日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人原子力安全推進協会と称する。

2 本法人の名称の英文表示は Japan Nuclear Safety Institute とする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、原子力産業界が技術力を結集して、原子力施設の安全性向上活動に継続的に取り組み、世界最高水準の安全性を弛むことなく追求していくことの促進を目的として、次の事業を行う。

(1) 安全性向上対策の評価、提言若しくは勧告及び支援

(2) 原子力施設の評価、提言若しくは勧告及び支援

(3) その他前各号に掲げる事業に関連する事業

(公告の方法)

第4条 本法人の公告は、電子公告による。

(基金の募集)

第5条 本法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の募集手続)

第6条 本法人は、基金の募集及び割当、払込み等手続きに関しては、理事会の決議を要する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 基金は、定時社員総会で別途決議した場合を除き、本法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金は、定時社員総会において法令の定めに従い返還すべき基金の総額について決議を経た後、当該社員総会の日から6ヶ月以内の日に返還する。

(剰余金分配の禁止)

第9条 本法人は、剰余金の分配をすることができない。

第2章 社員

(入社)

第10条 本法人の社員は、本法人の目的に賛同し、原子力の開発利用の推進に係わる事業を行う法人又は原子力施設を有する法人とする。

2 本法人の社員は、次の会員で構成する。

(1) 特別会員 原子力施設を運営する法人

(2) 準特別会員A 原子力施設を研究・運営する法人

(3) 準特別会員B 原子力施設・機器の設計・建設、燃料加工及びそれに伴う廃棄物管理、燃料輸送、燃料貯蔵及びそれらの研究・開発を行う法人

(4) 一般会員 上記以外の法人

- 3 本法人の社員となるには、本法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(社員の経費負担)

- 第11条 本法人の社員は、本法人の目的達成に必要な経費を支払う義務を負うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本法人の社員が、不測の事態等の発生により社員が支払うべき必要な経費の一部もしくは全部の免除を申し出た場合には、理事会の決議によりこれを免除することができる。
 - 3 既に納付した経費は、いかなる事由があっても返還しないものとする。

(退社)

- 第12条 社員はいつでも退社することができる。ただし、退社しようとする日の6ヶ月以上前に理事会に対して、予め退社の予告をするものとする。
- 2 本法人は、次の事由に該当する場合は、社員に通知することにより直ちに、当該社員を退社させることができる。
 - (1) 社員たる資格を喪失した場合
 - (2) 総社員の同意がある場合
 - (3) 社員が解散した場合
 - 3 前項に定める場合のほか、本法人は、社員が次の事由に該当する行為をした場合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法」という。)に定める社員総会の決議を経ることにより、当該社員を除名することができる。この場合、本法人は、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - (1) 社員が、本法人の名誉を傷つけた場合
 - (2) 社員が、本法人の目的に反する行為をした場合
 - (3) 予め定められた経費を6ヶ月以上滞納し、催告の日から30日以内にこれを支払わなかった場合
 - (4) その他社員としての義務に違反した場合
 - 4 前二項による退社後においても、社員であった者は、退社前に発生した経費その他の支払い義務を免れない。

(社員名簿)

- 第13条 本法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 理事、監事及び理事会等

(員数)

- 第14条 本法人には、理事3名以上15名以内及び監事1名以上2名以内をおく。
- 2 本法人の理事又は職員は、監事となることができない。

(任期)

- 第15条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務)

第16条 理事は、定款並びに社員総会の決議にもとづき、本法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は本法人の業務及び会計を監査する。

2 監事は理事会が社員総会に提出する書類を調査し、社員総会にその意見を報告しなければならない。

(理事・監事の解任)

第18条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(理事・監事の報酬等)

第19条 理事及び監事の報酬等は、それぞれ社員総会の決議によって定める。

(責任の免除)

第20条 本法人は、理事及び監事が、法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(代表理事・役付理事の選定)

第21条 本法人に代表理事を1名以上2名以内置き、理事会において選定する。

2 本法人に理事長を置き、必要に応じて会長、専務理事を置くものとする。

3 会長、理事長及び専務理事は、理事会において選定する。

(理事会)

第22条 本法人には、理事会を置き、理事全員をもってこれを構成する。

2 理事会は本法人の事業遂行に必要な決定を行うとともに、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は理事長が招集し、会日より1週間前までに、各理事に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮できる。

4 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、会長を置いた場合、理事会の議長は、会長がこれにあたる。

6 理事会の議決は、議長を除く決議に加わることができる出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長が決する。

7 議長に事故あるときは、理事会があらかじめ定める順序により、他の理事がこれにあたる。

8 代表理事及び職務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

9 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、当該理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

ただし、代表理事が欠席した場合は、出席理事全員及び監事が記名押印しなければならない。

(決議の省略)

第23条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(執行役員)

第 2 4 条 本法人に、執行役員を置く。

- 2 執行役員は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 執行役員に関する事項は、理事会がこれを定める。

(顧問)

第 2 5 条 本法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は本法人の運営に必要な有識者のうち理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は本法人の運営に関して理事会の諮問に答え、又は理事会に対して意見を述べる
ことができる。
- 4 顧問に関する事項は、理事会がこれを定める。

第 4 章 社員総会

(社員総会)

第 2 6 条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は毎年 6 月に、また臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 2 7 条 社員総会は、理事会の決議により理事長がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各社員に対してその通知を発するものとする。

(社員による社員総会の招集請求に関する手続)

第 2 8 条 社員は、総社員の議決権の 5 分の 1 以上をもって、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

(社員総会で決議すべき事項)

第 2 9 条 本法人においては、次に掲げる事項は社員総会の決議を経なければならない。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (2) 理事・監事の選任又は解任
- (3) 毎年度の事業計画及び年度予算
- (4) 法令、定款に定める事項
- (5) その他理事会が社員総会への付議が必要と認めた事項

- 2 前項の規定にかかわらず、社員総会において決議された事業計画及び年度予算を変更する必要がある場合には、理事会において決議することができる。ただし、年度予算の変更は当年度の社員の経費負担額が増額とならない範囲に限ることとする。

(社員総会の議事)

第 3 0 条 社員総会の議事は、法に別段の定めのある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

- 2 議決権の行使を委任する代理人は、本法人の社員に限るものとする。

(社員の議決権)

第 3 1 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 3 2 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

ただし、会長を置いた場合、社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第33条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、代表理事がこれに記名押印するものとする。

ただし、代表理事が欠席した場合は、理事から選ばれた1名が記名押印する。

第5章 準特別会員代表者会議

(準特別会員代表者会議)

第34条 本法人は、準特別会員の中から別に定める会員の代表者で構成する準特別会員代表者会議を設置する。

- 2 準特別会員代表者会議は、本法人の事業運営に関して議論するとともに、理事長及び理事会に対して必要な提言を行うことができる。
- 3 準特別会員代表者会議の運営に関する事項は、理事会がこれを定める。

第6章 委員会

(国内アドバイザー委員会)

第35条 本法人は、高い見識をもった有識者等と事業運営に関して意見交換を行う場として、国内アドバイザー委員会を設置することができる。

- 2 国内アドバイザー委員会の運営に関する事項は、理事会がこれを定める。

(国際アドバイザー委員会)

第36条 本法人は、海外原子力機関の代表者等と組織の経営全般に関して意見交換を行う場として、国際アドバイザー委員会を設置することができる。

- 2 国際アドバイザー委員会の運営に関する事項は、理事会がこれを定める。

(技術評価委員会)

第37条 本法人は、本法人が行う特別会員への提言、勧告等の技術的な客観性を確保するため、技術評価委員会を設置することができる。

- 2 技術評価委員会の運営に関する事項は、理事会がこれを定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第39条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を得ることとする。

- 2 事業計画及び予算については、定時社員総会において決議を得るものとする。同総会で決議を得るまでの間は理事会の決議をもって、前年度の実績に準じ収入支出をするこ

とができる。

第8章 定款の変更及び残余財産の帰属

(定款の変更)

第40条 定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の4分の3以上をもってこれを決する。

(解散後の残余財産の帰属)

第41条 本法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを決する。

2 前項の規定により定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

第9章 附則

(定款に規定のない事項)

第42条 この定款に規定のない事項は、すべて法その他の法令によるものとする。

(事業執行)

第43条 本法人の事業執行にあたり必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。